

理事会及び役員に関する規程

(目 的)

第 1 条 本規程は、理事会及び役員に関する事項を定めることを目的とする。

(理事会)

第 2 条 理事会の招集は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 理事会においては、代理人及び書面による議決権の行使は不可とする。ただし、意思疎通が即時に可能な電話会議、テレビ会議を利用する場合には、出席として取り扱うものとする。

(辞 任)

第 3 条 役員は、役員の選任に関する規程第 2 条に定める被選者たる資格を失うと同時に辞任しなければならない。なお、辞任にあたっては、速やかに辞任届を本会に提出しなければならない。

(改 廃)

第 4 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

本規程は、一般社団法人東京建設業協会としての登記の日から適用する。